

鳥取県告示第85号

次の医療機関を平成23年2月20日付けで救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	平成26年2月19日
鳥取市立病院	鳥取市の場一丁目1	〃
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃
清水病院	倉吉市宮川町129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	〃
独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	〃
高島病院	米子市西町6	〃
博愛病院	米子市両三柳1880	〃
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目1-46	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
医療法人元町病院	境港市上道町1895-1	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	〃
日野病院	日野郡日野町野田332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	〃